

社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会 地域協働事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)と協働事業を行う非営利の市民活動団体に対し、必要に応じてその経費の全部または一部を本会が助成し、その他事業運営の支援を行うことで、地域のニーズに柔軟かつ適切に対応することを目的とする。

(協働事業と関わり方)

第2条 この要綱における協働事業は、対象団体と本会の協働によりさらなる効果が期待できる地域福祉活動事業について、互いを理解・尊重し、企画やアイデアを検討し、役割分担と責任を明確にしながら実施する。なお、実施主体は団体とし、両者の関わり方については協議の上、別紙覚書に定めることとする。

(重点課題)

第3条 本事業では、地域ニーズに応じた重点課題を設けるものとする。

- (1)地域福祉の担い手の養成に取り組む事業
- (2)複数の自治会や自主防災組織、福祉施設及び団体等が協働して実施する避難所運営訓練事業
- (3)福祉施設等による第三次東久留米市民地域福祉活動計画に沿った事業
- (4)オンラインを活用して取り組む地域福祉に関する事業
- (5)各種福祉関連団体・施設間で協働する地域福祉に関する事業

(対象)

第4条 本事業の対象団体は、次の各号に該当するもののほか、本会会長が特に必要と認めた団体とする。

- (1)東久留米市を活動拠点とする非営利の市民活動団体
- (2)政治、宗教、反社会的活動を目的としない団体

(助成及び金額)

第5条 第3条(1)、(2)、(3)、(4)に定める事業は、50,000円を上限として助成することができる。

また第3条(5)に定める事業は、100,000円を上限として助成することができる。

(申請)

第6条 本会と協働事業を行うことを希望する団体は、地域協働事業申請書(様式1)および地域協働事業企画書(様式2)に関係書類を添えて本会会長(以下「会長」という。)へ申請する。

(審査及び決定)

第7条 協働事業の承認については、申請書を審査し会長が決定し、審査結果について

は地域協働事業助成金決定通知書(様式3)をもって対象団体に通知するものとする。

なお、審査には必要に応じて実態調査を行うことができる。

(覚書の取り交わし)

第8条 団体は協働事業の決定を受けたとき、本会と地域協働事業覚書(様式4)を取り交わすこととする。

(報告)

第9条 協働事業を行う団体は、対象事業の広報物等に本会より助成を受けて実施する旨を記載する。

(1)協働事業を行う団体は、対象事業が終了した日から原則30日以内に地域協働事業実施報告書(様式5)を提出する。

(2)協働事業を行う団体は、対象事業終了後に発行する会報及び決算報告書等に本会より助成を受けて実施した旨を記載する。

(その他)

第10条 その他助成については、本会補助金交付要綱に定めるほか、事業に係る必要な事項はその都度会長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和7年3月31日に廃止する。